

オーストラリア：プライバシーの深刻な侵害に係る 法定不法行為の導入

—1988年プライバシー法の改正—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 海外立法情報調査室主任 内海 和美

目 次

はじめに

I 2024年におけるプライバシー法の改正

- 1 プライバシー法の概要（憲法上の根拠、オーストラリア・プライバシー原則、規制対象等）
- 2 2024年プライバシー及びその他の立法改正法

II プライバシーの深刻な侵害に係る法定不法行為

- 1 法定不法行為とは
- 2 プライバシーの深刻な侵害に係る法定不法行為導入の背景

III 1988年プライバシー法附則第2「プライバシーの深刻な侵害に係る法定不法行為」の概要

- 1 新附則第2と同附則以外のプライバシー法の条項との関係
- 2 プライバシーの深刻な侵害（第2章）
- 3 免責（第3章）
- 4 雜則（第4章）

おわりに

翻訳：2024年プライバシー及びその他の立法改正法（抄）

キーワード：プライバシー法、プライバシー侵害、不法行為

要旨

2024年12月10日、「2024年プライバシー及びその他の立法改正法」(2024年法律第128号)が制定された。同法は、デジタル時代に対応した個人のプライバシーの保護強化のため、1988年プライバシー法(1988年法律第119号)、1995年刑法典法(1995年法律第12号)等を改正するものである。

特に1988年プライバシー法の改正では、附則第2の追加により、新たに、プライバシーの深刻な侵害に対して個人が訴訟を提起し、不法行為に基づく損害賠償等の請求を行うことが可能となった。改正前、プライバシー侵害に対してはオーストラリア情報コミッショナーに対する苦情申立てや民事罰が規定されていたが、この改正により、救済の選択肢が拡大することとなった。

はじめに

近年、デジタル技術の発達により、経済の効率性や生産性の向上などの利益がもたらされた一方で、これらを支える膨大なデータの流れは、オーストラリア国民に悪影響を及ぼす重大なデータ漏えい事件を発生させる要因にもなっている。

このような状況に対処するため、1988年プライバシー法⁽¹⁾(以下「プライバシー法」という。)は、個人情報の保護やプライバシー侵害への対応強化等を目的として、見直し及び改正が繰り返されてきた⁽²⁾。直近の同法改正のうち、特に2024年プライバシー及びその他の立法改正法⁽³⁾(以下「2024年改正法」という。)による改正は、改正箇所が広範に及び、かつ、内容的に重大な改正を含むものである。2024年改正法には、プライバシー侵害に対する新たな民事罰⁽⁴⁾、子供オンラインプライバシーコード⁽⁵⁾のほか、プライバシーの深刻な侵害に係る法定不法行為の導入等が含まれる。

本稿は、2024年改正法附則第2「プライバシーの深刻な侵害」により、プライバシー法に追加された、附則第2「プライバシーの深刻な侵害に係る法定不法行為」を取り上げる。これにより、オーストラリアで新たにプライバシー侵害に対して不法行為責任を課すことが可能となった。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年7月25日である。

(1) Privacy Act 1988, No.119, 1988. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A03712/latest/text>> なお、同法に「プライバシー」の定義規定はない。

(2) プライバシー法の詳細な改正履歴は、同法Endnote 3—Legislation historyを参照のこと。主な改正内容については、「History of the Privacy Act.’’ Office of the Australian Information Commissioner (OAIC) website <<https://www.oaic.gov.au/privacy/privacy-legislation/the-privacy-act/history-of-the-privacy-act>> を参照。

(3) Privacy and Other Legislation Amendment Act 2024, No.128, 2024. <<https://www.legislation.gov.au/C2024A00128/asmade/text>>

(4) 新たな民事罰の詳細は、後掲注(21)を参照。

(5) 子供がアクセスするオンラインサービスがオーストラリア・プライバシー原則にどのように準拠しなければならないかを規定する。詳細は、後掲注(20)を参照。また、オーストラリア・プライバシー原則は、本文I 1を参照。

本稿は、Iで、プライバシー法及び2024年改正法の概要を紹介する。IIでは、プライバシー法の見直しにおいてプライバシーの深刻な侵害に係る法定不法行為が数度にわたり勧告され、法律の制定に至った経緯を概観する。IIIでは、プライバシー法附則第2を取り上げ概説する。あわせて、2024年改正法附則第2「プライバシーの深刻な侵害」の全訳を付す。

I 2024年におけるプライバシー法の改正

1 プライバシー法の概要（憲法上の根拠、オーストラリア・プライバシー原則、規制対象等）

オーストラリアにおいて個人のプライバシーを規制する主要な連邦法は、プライバシー法である。オーストラリア連邦憲法⁽⁶⁾第51条には、連邦議会が立法権を有する事項として第1号から第39号まで列挙されているが、この中にプライバシーは明示的には含まれていない。しかし、第29号には「対外業務（external affairs）」が規定されており、連邦議会は、オーストラリアが締結した国際条約・協定、国際慣習法等に基づく同国の義務の履行に関する法律を制定することができると解されている⁽⁷⁾。プライバシー法は、これを根拠として制定された⁽⁸⁾。

プライバシー法は、「個人情報（personal information）」の取扱いについて規定している。個人情報とは、「特定された個人又は合理的に特定可能な個人に関する情報又は意見」であり、「当該情報又は意見が真実であるか否か、及び当該情報又は意見が有体物に記録されているか否かを問わない」と定義される（第6条第1項）⁽⁹⁾。

プライバシー法におけるプライバシー保護の枠組みの基礎となるのは、同法附則第1に規定される「オーストラリア・プライバシー原則（Australian Privacy Principles: APP）」である。APPは、13項目⁽¹⁰⁾あり、①個人情報の収集・使用・開示、②「APP適用主体（APP entity）」（後述）のガバナンス及び説明責任、③個人情報の完全性（APP適用主体が収集した個人情報が正確、完全及び最新であること。）及び訂正、④個人が自身の個人情報へアクセスする権利等に関し、その基準、個人の権利、APP適用主体の義務等を規定している。

(6) Commonwealth of Australia Constitution Act (The Constitution). <<https://www.legislation.gov.au/C2004Q00685/latest/text>> オーストラリア連邦憲法の邦訳は、佐藤潤一「4 オーストラリア連邦」畠博行・小森田秋夫編『世界の憲法集 第5版』有信堂高文社、2018, pp.89-105 を参照。

(7) *For Your Information: Australian Privacy Law and Practice* (ALRC Report 108), vol.1, Sydney: Australian Law Reform Commission (ALRC), 2008.5, p.162. <https://www.alrc.gov.au/wp-content/uploads/2019/08/108_vol1.pdf>

(8) プライバシー法前文において、「オーストラリアは市民的及び政治的権利に関する国際規約の締約国」であり、「同規約に基づき、プライバシー、家族、住居又は通信に対して恣意的な、又は不法な干渉を受けない権利を実現するため必要な立法措置を講じることを約束した」と規定されている。

(9) 具体例として、個人の氏名、署名、住所、生年月日、電話番号、医療記録、銀行口座の詳細な内容、雇用に関する情報の詳細な内容、個人に関する論評又は意見、写真、IPアドレス、機微な情報（人種又は民族、政治的意見、性的指向、犯罪歴、遺伝情報ほか）等が挙げられる。“Chapter B: Key concepts: Personal information,” 2022.12.21. OAIC website <<https://www.oaic.gov.au/privacy/australian-privacy-principles/australian-privacy-principles-guidelines/chapter-b-key-concepts>>; “What is personal information?” *ibid.* <<https://www.oaic.gov.au/privacy/your-privacy-rights/your-personal-information/what-is-personal-information>>

(10) 13項目は、次のとおりである。APP1：オープンで透明性のある個人情報の管理、APP2：匿名性及び仮名性、APP3：要請された個人情報の収集、APP4：要請せず〔提供された〕個人情報の取扱い、APP5：個人情報の収集に関する通知、APP6：個人情報の使用又は開示、APP7：ダイレクトマーケティング、APP8：個人情報の国境を越えた開示、APP9：政府関連識別子の採用、使用又は開示、APP10：個人情報の質、APP11：個人情報のセキュリティ、APP12：個人情報へのアクセス、APP13：個人情報の訂正。APPの解説は、次のサイトを参照のこと。“Australian Privacy Principles guidelines: Chapters 1 to 13.” OAIC website <<https://www.oaic.gov.au/privacy/australian-privacy-principles/australian-privacy-principles-guidelines>>

APP 適用主体とは、同法の規制対象となる主体のことであり、「機関（agency）又は組織（organisation）」と定義される（第6条第1項）。「機関」とは、連邦政府機関（大臣、省、連邦法により公的目的のために設立された機関、連邦裁判所、オーストラリア連邦警察等）、「組織」とは、個人（個人事業主を含む。）、法人、パートナーシップ、トラスト等であって、小規模企業（年間売上高300万オーストラリアドル⁽¹¹⁾以下）、登録政党⁽¹²⁾、連邦政府機関、州又は準州の機関でないものである（同条同項）。

2 2024年プライバシー及びその他の立法改正法

プライバシー法は、1988年の制定以来、1989年を除き毎年改正が行われている⁽¹³⁾。直近の改正のうち、内容の大幅な変更を伴う改正は、2024年改正法⁽¹⁴⁾による改正である⁽¹⁵⁾。

2024年改正法は、全4か条（略称、施行日ほか）、附則3編から成る。主な被改正法は、プライバシー法（附則第1第1章～第7章、第8章の一部、第9章～第11章、第13章、第14章の一部、第15章、附則第2）及び1995年刑法典法⁽¹⁶⁾（附則第3）であり⁽¹⁷⁾、施行日は、2024年12月10日（第1条～第4条）、同年12月11日（附則第1第1章～第14章、附則第3）、2025年6月10日（附則第2）、2026年12月10日（附則第1第15章）である。

附則第1は、全15章から成り、主な内容は次のとおりである。プライバシー法の目的の明確化（第1章）、オーストラリア情報コミッショナー⁽¹⁸⁾のAPPコード（APP Code）策定権限の強化⁽¹⁹⁾（第2章）、子供オンラインプライバシーコード（Children's Online Privacy Code:

(11) 1オーストラリアドルは、93.6円（令和7年8月分報告省令レート）である。なお、小規模企業（small business）の定義は、第6D条第1項に規定されている。

(12) オーストラリア選挙委員会が維持する政党登録簿に登録された政党。登録適格は、①連邦議会政党（党員のうち少なくとも1名が連邦議会議員である政党）又は党員が1,500名以上であること、及び②政党の目的を規定した規約文書に基づいて設立されたことである。1918年連邦選挙法（Commonwealth Electoral Act 1918, No.27, 1918. <<https://www.legislation.gov.au/C1918A00027/latest/text>>）第123条

(13) 前掲注(2)

(14) *op.cit.*(3)

(15) 2024年改正法と同日裁可された、プライバシー法の改正を含む法律に、2024年大学協定（全国学生オンブズマン）法（Universities Accord (National Student Ombudsman) Act 2024, No.139, 2024. <<https://www.legislation.gov.au/C2024A00139/asmade/text>>）がある。同法のプライバシー法改正関連箇所は、次の2か所のみである。①「代替苦情処理機関（alternative complaint body）」の定義（第50条第1項）に「(da) 全国学生オンブズマン」を追加、②苦情申立て先等を規定する第50条第2項a号及び同条第3項a号に「(ivaa) 1976年オンブズマン法に基づく全国学生オンブズマン」を追加。

(16) Criminal Code Act 1995, No.12, 1995. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A04868/latest/text>>

(17) 他の被改正法は、次のとおりである。附則第1第8章（2022年データ可用性及び透明性法（Data Availability and Transparency Act 2022, No.11, 2022. <<https://www.legislation.gov.au/C2022A00011/latest/text>>）、2024年デジタルID法（Digital ID Act 2024, No.25, 2024. <<https://www.legislation.gov.au/C2024A00025/latest/text>>）、2023年身元確認サービス法（Identity Verification Services Act 2023, No.115, 2023. <<https://www.legislation.gov.au/C2023A00115/latest/text>>）、同第12章（2010年オーストラリア情報コミッショナー法（Australian Information Commissioner Act 2010, No.52, 2010. <<https://www.legislation.gov.au/C2010A00052/latest/text>>）、同第14章（2010年競争及び消費者法（Competition and Consumer Act 2010, No.51, 1974. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A00109/latest/text>>）、1914年刑法（Crimes Act 1914, No.12, 1914. <<https://www.legislation.gov.au/C1914A00012/latest/text>>）、1990年データマッチングプログラム（支援及び税）法（Data-matching Program (Assistance and Tax) Act 1990, No.20, 1991. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A04095/latest/text>>）、1953年国民健康法（National Health Act 1953, No.95, 1953. <<https://www.legislation.gov.au/C1953A00095/latest/text>>））。

(18) 2010年オーストラリア情報コミッショナー法に基づき、連邦政府が保有する情報の収集・開示・管理・運用又はアクセス可能性に関する同政府の政策及び実務に関する事項について、主務大臣に報告すること等を職務とする（同法第7条）。

COPC) の導入⁽²⁰⁾ (第4章)、プライバシー侵害に対する民事罰⁽²¹⁾ (第8章) 等⁽²²⁾。

附則第2は、プライバシーの深刻な侵害に係る法定不法行為の導入である。プライバシー法に「附則第2 プライバシーの深刻な侵害に係る法定不法行為」(第1条～第23条。全26か条)が挿入された。以下、本稿において、2024年改正法の附則第2は、「改正法附則第2」、改正法附則第2によりプライバシー法に追加された附則第2は、「新附則第2」と表記する。

附則第3は、他人の住所や写真などの個人情報を、悪意を持って無断でオンライン上に公開することを処罰する「ドクシング罪」⁽²³⁾ (1995年刑法典法に第474.17C条及び第474.17D条を追加) の新設を規定する。

本稿では、2024年改正法によるプライバシー法の重要な変更のうち、現行法の「欠陥(gap)」⁽²⁴⁾に対処するものとも評され、オーストラリアで初めて、プライバシーを侵害した者に対し個人が訴訟を提起し、損害賠償等の救済を求めることが可能となった、「プライバシーの深刻な侵害に係る法定不法行為」(新附則第2)について、次章以降詳しく見ていくたい。

II プライバシーの深刻な侵害に係る法定不法行為

1 法定不法行為とは

不法行為(tort)は、「契約違反以外の民事上の権利侵害(civil wrong)で、その救済は通常被害者に損害賠償金(damages)請求権を認めることによってなされる」⁽²⁵⁾ものであり、コモン・ロー又は制定法により創設される⁽²⁶⁾。

(19) APPコードとは、情報プライバシーに関する実務規範を書面にしたものであり、APPの1項目以上をどのように適用又は遵守するか等について規定される(第26C条)。APPコードの策定については、APP適用主体は自身の判断で、又は公共の利益にかなうと判断したオーストラリア情報コミッショナーからの要請により行われる(第26E条)。2024年改正法により、主務大臣が、オーストラリア情報コミッショナーに「暫定APPコード」の策定を指示できることになった(第26GB条)。

(20) COPCは、子供のプライバシーに関して、APPの1項目以上をどのように適用又は遵守するかについて、2024年改正法の裁可日から24か月以内に、オーストラリア情報コミッショナーにより策定され、登録される(第26GC条第1項、第3項、第10項)。COPCの適用を受けるAPP適用主体は、子供がアクセスする可能性の高いソーシャルメディアサービス及び指定インターネットサービスのプロバイダ等である(同条第5項)。なお、「子供」とは、「18歳未満の個人」をいう。2024年改正法により、プライバシー法第6条第1項に「子供」の定義が新設された。

(21) 改正前の第13G条は、「深刻な」又は「繰り返し行われる」プライバシー侵害に対する民事罰を規定していた。改正により同条は、プライバシーの「深刻な」侵害のみの規定となった。「深刻」という要件を満たさない場合には、新設された第13H条により民事罰を科すことができる。なお、行為等が「繰り返し、又は継続的に」行われたか否かは、プライバシー侵害が「深刻」であったか否かを裁判所が判断する際の一つの要素となる(第13G条第1B項の新設)。House of Representatives, Parliament of the Commonwealth of Australia, "Privacy and Other Legislation Amendment Bill 2024: Explanatory Memorandum," 2022-2023-2024, p.53. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/search/display/display.w3p;query=Id%3A%22legislation%2Fems%2Fr7249_ems_a01fc1bd-4aa3-4fc2-87d7-ed8aa84ab564%22>

(22) 本文に掲げた章以外の、附則第1の各章のタイトルは、次のとおりである。第3章：緊急事態宣言、第5章：セキュリティ、保管、廃棄、第6章：海外データフロー〔個人情報の国境を越えた開示〕、第9章：連邦裁判所の命令、第10章：〔オーストラリア情報〕コミッショナーが行う公的調査、第11章：調査後の決定、第12章：年次報告書、第13章：外部紛争解決、第14章：監視及び調査、第15章：〔コンピュータプログラムを用いて行われる〕自動化された意思決定及びプライバシーポリシー。

(23) ドクシング(doxing/doxing)罪については、次を参照のこと。内海和美「【オーストラリア】ドクシングを犯罪化するための刑法典の改正」『外国の立法』No.303-1, 2025.4, p.43. <<https://doi.org/10.11501/14158660>>

(24) House of Representatives, *op.cit.*(21), pp.3-4.

(25) 小山貞夫編著『英米法律語辞典』研究社, 2011, pp.1129-1130.

(26) *Serious Invasions of Privacy in the Digital Era: Final Report* (ALRC Report 123), Sydney: ALRC, 2014.6, p.69. <https://www.alrc.gov.au/wp-content/uploads/2019/08/final_report_123_whole_report.pdf>

法定不法行為（statutory tort）は、制定法により、つまり、立法機関が特定の行為に従事する個人・団体の責任を定めた法律を制定することにより生じる不法行為である。

また、法定不法行為は、制定法により創設された訴訟原因⁽²⁷⁾であり、制定法で禁止された行為又は制定法で定義された義務違反により引き起こされた損害に対して責任を課すものである⁽²⁸⁾。

2 プライバシーの深刻な侵害に係る法定不法行為導入の背景

2024年改正法以前、プライバシー侵害が行われた場合の個人が取り得る救済手段としては、オーストラリア情報コミッショナーへの苦情申立てが認められていた。具体的には、APP適用主体による個人情報の取扱い（収集・使用・開示）が不適切と考えられる場合には、個人は、不適切な取扱いを行った当該APP適用主体に苦情を申し立てることができ、当該APP適用主体が申立てから30日以内に苦情に対応しない場合又は満足のいく回答が得られなかつた場合⁽²⁹⁾、当該個人は、オーストラリア情報コミッショナーに苦情を申し立てができる（第36条）とするものである⁽³⁰⁾。

しかし、オーストラリアのコモン・ローでは、プライバシー侵害の不法行為が訴訟原因と認められておらず、そのためプライバシー法違反があつても、それにより個人が訴訟を提起し損害賠償を請求することはできなかつた⁽³¹⁾。

そのため、既存の法律では対応が不十分であるとして、これまで行われてきたプライバシー法の見直しにおいて、プライバシー侵害に係る法定不法行為の導入が数度にわたり勧告されてきた。具体的には、次のようなものがある。

オーストラリア法改革委員会⁽³²⁾（Australian Law Reform Commission: ALRC）は、プライバシー法の見直しを行い、2008年5月30日、法務総裁⁽³³⁾に報告書（ALRC Report 108）を提出した。この中で、情報通信技術の進歩により個人のプライバシーの深刻な侵害に対して懸念が高まっているとして、プライバシーの深刻な侵害を伴う事案について、連邦法に法定訴訟原因（statutory

(27) cause of action. 訴訟原因とは、「請求を実体法的に基礎付けるのに必要な事実。単なる生の事実ではなく、権利義務を発生させるのに必要な範囲の事実であり、その意味で実体法の法的構成と関連する。」田中英夫編集代表『英米法辞典』東京大学出版会、1991、p.129。

(28) Matteo Godi, “A Pitch for ‘Statutory Torts,’” 2023.11.28. Yale Journal on Regulation website <<https://www.yalejreg.com/nc/a-pitch-for-statutory-torts-by-matteo-godi/>>

(29) “Complain to an organisation or agency.” OAIC website <<https://www.oaic.gov.au/privacy/privacy-complaints/complain-to-an-organisation-or-agency>>; “Lodge a privacy complaint with us.” *ibid.* <<https://www.oaic.gov.au/privacy/privacy-complaints/lodge-a-privacy-complaint-with-us>>

(30) 個人の救済とは異なるが、APP適用主体が個人のプライバシーに対し深刻な、又は繰り返し侵害を行った場合には、民事罰が科されるとする規定もあった（第13G条。ただし、この条文は、2024年改正法により改正された。前掲注(21)を参照。）。民事罰の額は、法人以外の場合、250万オーストラリアドル以下、法人の場合、①5000万オーストラリアドル、②違反行為により得た利益の3倍の金額（裁判所が利益額を算定可能な場合）、③違反行為を行った売上期間中の調整された売上高の30%（裁判所が金額を確定できない場合）のうち最も高い金額となる（第13G条第2項、第3項）。

(31) Owen Griffiths and David McGovern, “Privacy and Other Legislation Amendment Bill 2024,” *Bills Digest*, No.16, 2024-25, 2024.11.18, p.13. <https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/bd/bd2425/25bd016>

(32) 1996年法改革委員会法（Australian Law Reform Commission Act 1996, No.37, 1996 as amended. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A05069/latest/text>>）に基づき設置された。法務総裁からの付託に基づき、法律を体系的に整備・改革する目的で法律の見直しを行い、その結果（勧告を含む。）を法務総裁に報告することを任務とする（同法第20条、第21条）

(33) Attorney-General. 内閣の法律顧問であり、首相の助言に基づき総督（Governor-General）により任命される。通常は国務大臣の一人であり、政党政治家でもある。法曹資格を有することが求められる。

cause of action) を規定することを勧告した（勧告 74-1）⁽³⁴⁾。

また、2014 年 6 月 30 日に ALRC が法務総裁に提出した報告書（ALRC Report 123）では、プライバシーの深刻な侵害に係る不法行為についてコモン・ローによる場合と制定法に規定する場合のメリットとデメリットを比較し、裁判所とは異なり、制定法は判例に従う義務がないため柔軟性が高い⁽³⁵⁾ 等と評価して、連邦法による法定不法行為が勧告された（勧告 4-1、4-2）⁽³⁶⁾。

2023 年 2 月 16 日、法務総裁により公表された「2022 年プライバシー法評価報告書」⁽³⁷⁾において、116 項目の提案が行われた。その中の「提案 27.1」では、「ALRC Report 123」が勧告した「プライバシーの深刻な侵害に係る法定不法行為」の導入が改めて示された。同年 9 月 28 日、連邦政府は同評価報告書への回答を行い、「提案 27.1」に対して「原則的に同意」した⁽³⁸⁾。

このような動きを受けて、2024 年 12 月 10 日、プライバシーの深刻な侵害に係る法定不法行為をプライバシー法の附則（新附則第 2）として規定する法律（2024 年改正法）が制定された（2024 年改正法の構成、施行日等は I 2 を参照）。

III 1988 年プライバシー法附則第 2 「プライバシーの深刻な侵害に係る法定不法行為」の概要

プライバシー法附則第 2（新附則第 2）は、同法附則第 1「オーストラリア・プライバシー原則」の後に追加され、全 4 章 26 か条（第 1 条～第 23 条）⁽³⁹⁾ から成る。構成は、第 1 章：通則（第 1 条～第 6 条）、第 2 章：プライバシーの深刻な侵害（第 7 条～第 14 条）、第 3 章：免責（第 15 条～第 18 条）、第 4 章：雑則（第 19 条～第 23 条）、施行日は、2025 年 6 月 10 日である。

本章では、新附則第 2 について概説する。

1 新附則第 2 と同附則以外のプライバシー法の条項との関係

改正法附則第 2 第 9 条において、プライバシー法に第 94A 条が追加され、新附則第 2 以外のプライバシー法の条項及び同条項で使用される文言の意味を決定する場合には、新附則第 2 は考慮されないことが規定された。これは、新附則第 2 が、プライバシー法の同附則以外の条項から独立した一連の規定として扱われることを意図したものである⁽⁴⁰⁾。

同じ趣旨の条項として、新附則第 2 第 6 条第 2 項及び第 3 項がある⁽⁴¹⁾。

(34) ALRC Report 108, *op.cit.*(7), pp.88, 127.

(35) ALRC Report 123, *op.cit.*(26), p.24.

(36) *ibid.*, p.9.

(37) Attorney-General's Department, *Privacy Act Review: Report 2022*, 2022. <https://www.ag.gov.au/sites/default/files/2023-02/privacy-act-review-report_0.pdf> 2022 年にサイバー攻撃による個人データの大規模流出事件（約 970 万人の医療情報が流出したとされる Medibank 事件等）が発生しており、このような「デジタル世界（digital world）」の変化にプライバシー法は対応できていないとして、政府の対応強化を目的に同法の見直しが行われた。Attorney-General, “Landmark Privacy Act Review report released: Media Release,” 2023.2.16. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/media/pressrel/9021365/upload_binary/9021365.pdf;fileType=application%2Fpdf>

(38) Australian Government, *Government Response: Privacy Act Review Report*, 2023, p.19. <<https://www.ag.gov.au/sites/default/files/2023-09/government-response-privacy-act-review-report.PDF>>

(39) 第 8A 条、第 16A 条、第 16B 条があるため、合計 26 か条となる。

(40) House of Representatives, *op.cit.*(21), p.80.

(41) 新附則第 2 の条項及び同附則で使用される文言の意味を決定する場合には、同附則以外のプライバシー法の条項は考慮されないことが規定される。

2 プライバシーの深刻な侵害（第2章）

(1) 訴訟原因（第7条）

個人（自然人。以下「原告」という。）が他の者（以下「被告」という。）に対して不法行為における訴訟原因を有するとされる要件を規定する（第1項）。具体的には、次の①～⑤の全てに該当すると原告が立証した場合である⁽⁴²⁾。①原告のプライバシーの侵害が、①-1原告の私的領域への侵入又は①-2原告に関する情報の不正使用により行われたこと（a号）、②当該原告と〔同様の〕立場にある者であれば、あらゆる状況において、プライバシーの合理的期待（reasonable expectation of privacy）を抱くと考えられること（b号）、③故意又は無思慮によるプライバシー侵害（c号）、④プライバシーの深刻な侵害（d号）、⑤原告のプライバシーにおける公共の利益が相反する公共の利益に勝ること（e号）。

①は、訴訟原因の範囲を明確にするため、プライバシー侵害を2つの行為に限定している。ただし、どちらも広く解釈されることが意図されており⁽⁴³⁾、特に①-2は、当該情報が真実であるか否かは問わないとされる（第7項）。

②の「プライバシーの合理的期待」とは、プライバシー侵害を訴訟原因とする民事訴訟において、何がプライベートであるかを判断するための有益で広く採用されている基準である⁽⁴⁴⁾。プライバシーの定義を法律で規定することは困難であるため、定義規定を置くよりこのような規定の仕方の方が望ましいとされる⁽⁴⁵⁾。

ALRCは、「ALRC Report 123」において、裁判所がプライバシーの合理的期待を判断する場合に、原告が主觀的にプライバシーを期待していたかよりも、原告と同じ立場の者がプライバシーを期待することが合理的か否かを検討すべきと勧告しており⁽⁴⁶⁾、それに沿った形で新附則第2に規定された。

第7条第5項において、プライバシーの合理的期待が成立するか否かを裁判所が決定する際に考慮すべき事項が例示的に列挙されている。

③の「無思慮」とは、刑法典におけるものと同じ意味とされる⁽⁴⁷⁾。具体的には、プライバシー侵害が発生する実質的危険を認識しながら、その危険を考慮せず、又は無関心で行動した場合等をいう⁽⁴⁸⁾。

④のプライバシー侵害の「深刻さ」を裁判所が判断する際に考慮すべき事項（指針）について

(42) House of Representatives, *op.cit.*(21), p.84.

(43) *ibid.*

(44) ALRC Report 123, *op.cit.*(26), p.92. 「プライバシーの合理的期待」には、①プライバシーに関する直接の利益を有する者自身（以下「当人」という。）の「主觀的期待」（当人が対象物を私的なものにしようとする行為を実際に示していたか）及び②社会全体により肯定される「客觀的期待」（主觀的期待が合理的と認識され得るものか）がある。なお、アメリカ法上のプライバシー保護に関する記述であるが、プライバシーの合理的期待は、①②双方の充足により肯定されるという基準に基づき判断されてきたとされる。海野敦史「公的空間における憲法上のプライバシーの保護—米国法上の議論を手がかりとして—」『情報通信政策研究』3巻2号, 2019, p. II -6. <https://www.soumu.go.jp/main_content/000679316.pdf>

(45) ALRC Report 123, *ibid.*

(46) *ibid.* なお、前掲注(44)も参照のこと。

(47) House of Representatives, *op.cit.*(21), p.86. 1995年刑法典法第54条に次のように規定される。①ある者がある状況に関して無思慮とは、当該状況が存在し、又は存在するであろうという実質的危険を認識し、かつ、その者が認識している状況を考慮すると当該危険を冒すことが正当化されない場合（第1項）をいい、②ある者が結果に関して無思慮とは、その者が当該結果が発生するという実質的危険を認識し、かつ、その者が認識している状況を考慮すると当該危険を冒すことが正当化されない場合（第2項）をいう。

(48) ALRC Report 123, *op.cit.*(26), p.110.

ては、第7条第6項に例示的に示されている。

⑤を立証するために原告は、自身のプライバシーを保護するという公共の利益が、被告が主張する「相反する公共の利益」より勝るものであると裁判所に立証する必要がある。このような、原告側、被告側、双方の公共の利益のバランスを取る考えは、プライバシーの保護による利益は重要ではあるが、絶対的なものではないとの考えに基づいている⁽⁴⁹⁾。

「相反する公共の利益」については、第7条第3項に例示的に列挙されている。

(2) 抗弁（第8条）

第8条は、プライバシーの深刻な侵害における訴訟原因に対する抗弁を規定している。被告は、自らの行為がこれらの抗弁の対象となることを立証する責任を有する。

第1項では、プライバシー侵害について、①オーストラリア法や裁判所等の命令により許可された場合（a号）、②原告等が明示的又は黙示的に同意した場合（b号）、③人の生命・健康・安全に対する重大な脅威の防止・低減のために必要であると被告が合理的に信じた場合（c号）、④人又は財産を守るために正当な権利行使に付随するものであり、比例性・必要性・合理性がある場合（d号）が規定されている。

①は、政府機関だけではなく、合法的権限に基づきプライバシーを侵害するいずれの団体、組織、個人も行使することが可能である。③は、健康上の緊急事態に対処するため医療従事者が私有地への立入りや個人情報を開示するなど、行為が、緊急事態や、深刻な、又は差し迫った危険への対応として行われた場合が想定されている。また、深刻なドメスティック・バイオレンスを防ぐための行動がとられた場合にも適用可能であるとされる⁽⁵⁰⁾。

第2項は、「名誉毀損を扱うオーストラリア法」⁽⁵¹⁾に規定する公表により原告のプライバシーの侵害が発生し、被告が「関連抗弁」（第3項）を立証可能な場合に、訴訟原因に対する抗弁となることを規定する。関連抗弁のうち「絶対的免責」（第3項a号）は、議会や裁判所において他人の個人情報を公表する個人を保護するなど、言論の自由及び透明性の確保のため特定のコミュニケーションを保護するものである⁽⁵²⁾。

(3) 裁判所が与える救済

(i) 損害賠償（第11条）

裁判所は、プライバシー侵害によりもたらされた精神的苦痛に対して損害賠償を命じることができる（第3項）。訴訟原因の立証に損害の発生は要件とされていない⁽⁵³⁾が（第7条第2項）、

(49) House of Representatives, *op.cit.*(21), pp.87-88.

(50) *ibid.*, pp.89-90.

(51) オーストラリアでは、2005年までは各州等がそれぞれ名誉毀損法を制定していたが、Standing Committee of Attorneys General の策定した Uniform Defamation Laws（統一名誉毀損法）を各州・領域が2005年名誉毀損法として制定する形で、全国で通用する統一名誉毀損法が2006年1月1日に施行された。それまでは、各州及び各準州で各別の名誉毀損法が適用されており（ある州では個別の名誉毀損法が制定され、ある州ではコモン・ローに従って名誉毀損への対応が行われていた。）、複雑な様相を示していた。『諸外国におけるインターネット上の権利侵害情報対策に関する調査研究の請負一報告書』株式会社ITリサーチ・アート, 2016.3.30, p.235. <https://www.soumu.go.jp/main_content/000565925.pdf>

(52) House of Representatives, *op.cit.*(21), p.90.

(53) 新附則第2の不法行為は、原告の無形の利益と尊厳の保護を目的としているため、損害の立証が無くても訴訟を提起できると規定された。ただし、第7条第6項の、プライバシー侵害が深刻か否かの判断に、損害や危害の発生は関係してくるとされる。*ibid.*, pp.84, 87.

プライバシー侵害が精神的苦痛を引き起こした場合の救済を規定した。

第2項では、加重的損害賠償⁽⁵⁴⁾の禁止が規定される。

また、第4項では、例外的な状況における懲罰的損害賠償⁽⁵⁵⁾を認めている。これは、被告を罰し、将来同様の行為を行うことの抑止を目的としており、画像による虐待（image-based abuse）や、被告が故意にプライバシーを侵害し、金銭的利益を得ようとした場合などが想定されている⁽⁵⁶⁾。

裁判所は、損害賠償額を決定する（第5項）に際し、被告の原告に対する謝罪の有無を考慮することができる（第6項）。

（ii）差止命令（第9条）、略式判決（第10条）、その他の救済（第12条）

裁判所は、原告に関する情報の公表における公共の利益を考慮し、プライバシー侵害を禁止する差止命令を発することができる（第9条）。

また、プライバシーの侵害がオーストラリア法により許可されている場合（第8条第1項a号）など、原告が勝訴する合理的見込みのない場合には、正式な審理に付さず、略式判決を行うことができる（第10条）。これにより、原告及び被告は、（結果が自明な）不必要的訴訟を行うことで多額の費用負担が生じることを回避することができるとされる⁽⁵⁷⁾。

第12条では、損害賠償に加えて、又は損害賠償に代えて裁判所が命じることのできる救済（利得計算請求⁽⁵⁸⁾、差止命令、原告への謝罪を求める命令等）を規定する（第2項）。多様な救済手段が認められているのは、プライバシーの深刻な侵害が発生し得る状況が多様であり、裁判所が個々の事案に応じて適切な救済措置を命じることができるようにするためである⁽⁵⁹⁾。

（4）訴訟手続の開始期限（第14条）

法律関係の安定等の観点から、原告がプライバシーの深刻な侵害に対する訴訟を提起するとのできる期限を定めている（第1項）。原則として、①原告がプライバシーの侵害を認識した日から1年を経過する日及び②プライバシー侵害の発生から3年を経過する日のうち、早い方の日の前日までである。ただし、プライバシー侵害の発生時に原告が18歳未満であった場合は、原告の21歳の誕生日の前日までとされた。これは、一般的に18歳未満の者が訴訟手続の開始という決断をすることは非常に困難と考えられるためである⁽⁶⁰⁾。

裁判所が、原告が第1項の期限内にプライバシーに関する訴訟を提起することは状況に照らして合理的ではないと認める場合には、プライバシー侵害の発生から6年を超えない日まで、

(54) aggravated damages. 特に悪質な不法行為により感情や誇りを大きく傷つけられたような場合に、被害者の精神的損害をも斟酌（しんしゃく）する名目で課される多額の賠償（金）をいう。小山編著 前掲注(25), p.41.

(55) exemplary or punitive damages. 不法行為に対する損害賠償は、原則的に被った損害の填補を目的とするが、不法行為の悪性が高く、その責任を加重させるべきと判断される場合には、懲罰及び一般的抑止効果を目的として、現実に被った損害を大きく超える損害賠償金を命ずることがあり、その損害賠償（金）をいう。同上, p.899.

(56) House of Representatives, *op.cit.*(21), p.92.

(57) *ibid.*, p.91.

(58) account of profits. 著作権違反をめぐる訴訟など、一定状況の下で、損害賠償に代わるものとして請求できる救済手段。勝訴した原告は、被告が権利侵害を通して得た金銭上の利益に等しい額に対する権利を取得することとなる。小山編著 前掲注(25), p.13.

(59) House of Representatives, *op.cit.*(21), p.92.

(60) *ibid.*, p.93.

期限を延長することが可能である（第2項、第3項、第4項）。

3 免責（第3章）

第3章は、新附則第2が適用されないプライバシー侵害について規定する。

第15条では、ジャーナリスト（第2項。具体的には、記者、編集者等⁽⁶¹⁾）等による報道資料（第3項）の公表等において発生したプライバシーの侵害を規定する（第1A項）。これは、自由で民主的な社会に対する、ジャーナリズムが持つ重要かつ有益な役割に鑑み、訴訟を提起される可能性により、公共の利益を追求する報道が委縮することを避けるためである⁽⁶²⁾。

このほか、情報機関や法執行機関等が任務の遂行、権限の行使として行ったプライバシーの侵害の免責については、第16条、第16A条、第16B条及び第17条で規定される。

また、18歳未満の者によるプライバシー侵害にも新附則第2は適用されない（第18条）。

4 雜則（第4章）

第19条において、「一公表单一訴訟の準則」を規定する。これは、実質的に同一の情報が同一の公表者又は公表者の関係者によって複数回公表された場合、最初の公表日にプライバシー侵害が発生したものとみなされる、というものである。この規定により、第14条の訴訟開始日が明確となる。

死亡した者のプライバシーの侵害（死後に発生したものも含む。）及び死亡した者によるプライバシーの侵害について、訴訟を提起することはできない（第20条）。

おわりに

2024年3月28日、プライバシーの深刻な侵害に係る法定不法行為の法定化に関して、オーストラリア人権委員会は、法務総裁に提出したドクシング及びプライバシー改革に関する意見⁽⁶³⁾において、原則同意するものの、問題点として、表現の自由に対し「委縮効果」をもたらす可能性があるため、プライバシーの権利と表現の自由との間で適切なバランスを取る必要があることを指摘した。他方、シドニー大学が提出した意見書⁽⁶⁴⁾では、ドクシングの被害者が救済を求め、加害者の責任を追及するための明確な法的手段を提供することとなり、ドクシングの抑止にもつながることを期待している。

プライバシー法附則第2（新附則第2）は、2025年6月10日に施行されたばかりである。今後上記のような課題や期待に対し、どのような運用がなされていくのか、注目していきたい。

（うちうみ かずみ）

(61) *ibid.*

(62) *ibid.*

(63) Australian Human Rights Commission, “Public Consultation on Doxxing and Privacy Reforms: Submission to the Australian Government Attorney General’s Department,” 2024.3.28, p.7. <https://consultations.ag.gov.au/integrity/doxxing-and-privacy-reforms/consultation/view_respondent?uuId=375181811>

(64) Annamarie Jagose (University of Sydney), “Re: Public consultation on doxxing and privacy reforms,” 2024.3.28, p.1. <https://consultations.ag.gov.au/integrity/doxxing-and-privacy-reforms/consultation/view_respondent?uuId=781116165>

2024 年プライバシー及びその他の立法改正法（抄）

Privacy and Other Legislation Amendment Act 2024, No.128, 2024

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 海外立法情報調査室主任 内海 和美訳

【目次】（太字は訳出した箇所）

- 第1条 略称**
- 第2条 施行
- 第3条 附則
- 第4条 附則第3による改正の運用の評価
 - 附則第1 プライバシー改革
 - 附則第2 プライバシーの深刻な侵害
 - 附則第3 ドクシング [doxxing] に関する犯罪

プライバシー及び刑法に関する法律を改正し、並びに関連する目的のために [制定された] 法律

[「2024年12月10日裁可」]

オーストラリア [連邦] 議会は、[次のとおり] 法律を制定する。

第1条 略称

この法律は、「2024年プライバシー及びその他の立法改正法」である。

第2条 施行 [略]

第3条 附則 [略]

第4条 附則第3による改正の運用の評価 [略]

附則第1⁽¹⁾ プライバシー改革 [略]

附則第2 プライバシーの深刻な侵害

* この翻訳は、Privacy and Other Legislation Amendment Act 2024, No.128, 2024. <<https://www.legislation.gov.au/C2024A00128/asmade/text>> Schedule 2—Serious invasions of privacy (2024年12月10日裁可。附則第2の施行日は2025年6月10日。) を訳出したものである。本文中、イタリック体で表記された箇所及びダブルクォーテーションの付された箇所は、訳文では「」を補い、太字で表記された箇所は、訳文ではゴシック体で表記した。[] 内は、原語の補記又は訳者による訳語の補記である。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年7月25日である。

(1) この「附則第1」及び次の「附則第2」は、2024年プライバシー及びその他の立法改正法の附則である。

「1988年プライバシー法」⁽²⁾

第1条⁽³⁾ [item] [1988年プライバシー法] 第2A条⁽⁴⁾ [section]

「[この法律の] 目的」の前に「(1)」の語を加える。

第2条 [1988年プライバシー法] 第2A条の後に、次の条文を加える。

(2) この条は、附則第2には適用されない。

備考 附則第2第1条（目的）も参照のこと。

第3条 [1988年プライバシー法] 第3条⁽⁵⁾

「[連邦] 議会は (It is)」の前に「(1)」の語を加える。

第4条 [1988年プライバシー法] 第3条の後に、次の条文を加える。

(2) この条は、附則第2には適用されない。

備考 附則第2第21条（他の法律の適用除外）も参照のこと。

第5条 [1988年プライバシー法] 第5A条⁽⁶⁾

「この法律は」の前に「(1)」の語を加える。

第6条 [1988年プライバシー法] 第5A条の後に、次の条文を加える。

(2) Privacy Act 1988, No.119, 1988. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A03712/latest/text>>

(3) 「第〇条」という場合、改正法の中の附則では「item」、法律では「section」、法律の中の附則では「clause」が用いられている。

(4) 2024年プライバシー及びその他の立法改正法による改正後の1988年プライバシー法第2A条は、次のとおりである（下線部は改正された箇所）。

第2A条 この法律の目的

(1) この法律の目的は、[次に掲げるものとする。]

- (a) 個人情報に関する個人のプライバシーの保護を促進すること。
- (aa) プライバシーの保護における公共の利益を認めること。
- (b) 個人のプライバシーを保護することは、事業体がその任務又は活動を遂行する上で当該事業体の利益と均衡が保たれることを認めること。
- (c) プライバシー及び個人情報の取扱いについての全国的に一貫した規制の基礎を提供すること。
- (d) 事業体による責任ある、かつ、透明性のある個人情報の取扱いを促進すること。
- (e) 個人のプライバシーが尊重されることを確保しながら、効率的な信用報告制度を促進すること。
- (f) 個人のプライバシーが尊重されることを確保しながら、国境を越えた情報の自由な流れを促進すること。
- (g) プライバシー侵害の疑いについて、個人が苦情申立てを行う手段を提供すること。
- (h) プライバシーに関するオーストラリアの国際的義務を履行すること。

(2) この条は、附則第2には適用されない。

備考 附則第2第1条（目的）も参照のこと。

(5) 2024年プライバシー及びその他の立法改正法による改正後の1988年プライバシー法第3条は、次のとおりである（下線部は改正された箇所）。

第3条 特定の州法及び準州法の適用除外

(1) [連邦] 議会は、この法律が、個人情報の収集、保有、使用、訂正又は開示に関して規定を定め、かつ、この法律と同時に適用可能な州又は準州の法律（信用報告又は信用報告に関する規定を含む。）の適用に対し影響を与えないことを意図するものである。

備考 このような法律は、組織による個人情報の取扱いを規制するオーストラリア・プライバシー原則 [Australian Privacy Principles] の規定の適用について、他の法律の効力を参照することにより効力を持つことができる。

(2) この条は、附則第2には適用されない。

備考 附則第2第21条（他の法律の適用除外）も参照のこと。

(6) 2024年プライバシー及びその他の立法改正法による改正後の1988年プライバシー法第5A条は、次のとおりである（下線部は改正された箇所）。

第5A条 外地準州への拡張

(1) この法律は、全ての外地準州に及ぶものとする。

(2) この条は、附則第2には適用されない。

(2) この条は、附則第2には適用されない。

第7条 [1988年プライバシー法] 第5B条⁽⁷⁾の後に、次の条文を加える。

「適用」

(5) この条は、附則第2には適用されない。

第8条 [1988年プライバシー法] 第12B条⁽⁸⁾の後に、次の条文を加える。

(7) 2024年プライバシー及びその他の立法改正法による改正後の1988年プライバシー法第5B条は、次のとおりである（下線部は改正された箇所）。

第5B条 [この] 法律の域外適用

「機関」

(1) この法律、登録APPコード及び登録CR〔credit reporting〕コードは、機関がオーストラリア国外及び外地準州で行った行為又は従事した慣行に適用される。

備考 外国における行為又は慣行が、適用される外国法により義務付けられている場合には、当該行為又は慣行は、オーストラリア・プライバシー原則又は登録APPコードに違反しない（第6A条及び第6B条を参照。）。

「組織及び小規模事業者」

(1A) この法律、登録APPコード及び登録CRコードは、オーストラリアと関連性のある組織又は小規模事業者がオーストラリア国外及び外地準州で行った行為又は従事した慣行に適用される。

備考 外国における行為又は慣行が、適用される外国法により義務付けられている場合には、当該行為又は慣行は、オーストラリア・プライバシー原則又は登録APPコードに違反しない（第6A条及び第6B条を参照。）。

「オーストラリアとの関連性」

(2) 組織又は小規模事業者が次の各号に該当する場合には、当該組織又は小規模事業者は「オーストラリアとの関連性」を有する。

- (a) オーストラリア国民
- (b) オーストラリアにおける継続的な滞在が、法律が定めた期間制限の対象とならない者
- (c) オーストラリア又は外地準州で〔形成された〕パートナーシップ
- (d) オーストラリア又は外地準州で〔形成された〕トラスト
- (e) オーストラリア又は外地準州で〔設立された〕法人
- (f) オーストラリア又は外地準州で中心的な管理及び支配を行う法人格のない結社

(3) 組織又は小規模事業者が次の各号の全てに該当する場合には、当該組織又は小規模事業者もまた、「オーストラリアとの関連性」を有する。

- (a) 当該組織又は小規模事業者が第2項に規定されていないとき。
- (b) 当該組織又は小規模事業者がオーストラリア又は外地準州で事業を営むとき。

「海外での行為及び慣行についての苦情を処理する権限」

(4) この法律の第5章は、[この条の]第1項又は第1A項によりこの法律が適用される行為及び慣行に関する苦情及び調査に関する限りにおいて、域外適用される。

備考 これにより、[オーストラリア情報]コミッショナーは、海外で苦情を調査するための行動を取ることができ、そのような状況において第5章の付随的規定が適用されることになる。

「適用」

(5) この条は、附則第2には適用されない。

(8) 2024年プライバシー及びその他の立法改正法による改正後の1988年プライバシー法第12B条は、次のとおりである（下線部は改正された箇所）。

第12B条 可分条項—この法律の追加的効力

(1) この法律は、この条とは別に〔その〕効力を制限することなく、この条の定めるところにより、次に掲げる事業体（「規制対象事業体」）に関して効力を有する。

- (a) 機関
- (b) 組織
- (c) 小規模事業者
- (d) 政治団体〔body politic〕

備考 第27条第4項は、「2010年保健医療識別番号法」第29条第1項で言及される行為又は慣行の調査に関する適用を規定する。

(2) この法律はまた、規制対象事業体に関する適用が、次に掲げる条項を実施するための適用に明示的に限定される場合に有するであろう効力をも有する。

- (a) 1966年12月16日にニューヨークにおいて採択された、市民的及び政治的権利に関する国際規約（[1980]

(9) この条は、附則第2には適用されない。

備考 附則第2第4条及び第5条（憲法上の根拠及び追加的運用）も参照のこと。

第9条 [1988年プライバシー法] 第9章第95条の前に、次の条文を加える。

第94A条 附則第2

(1) 附則第2は効力を有する。

(2) この法律の条項（附則第2を除く。）において使用される文言〔expression〕の意味を決定する場合には、附則第2において使用される文言は、考慮されないものとする。

(3) この法律の条項（附則第2を除く。）の意味を決定する場合には、附則第2は、考慮されないものとする。

第10条 この法律 [1988年プライバシー法] の後に、次の条文を加える。

附則第2 プライバシーの深刻な侵害に係る法定不法行為

備考 第94A条を参照。

第1章 通則

第1条 [clause] この附則の目的

この附則の目的は、〔次に掲げるものとする。〕

- (a) プライバシーの深刻な侵害に対する訴訟原因⁽⁹⁾〔cause of action〕を定めること。
- (b) 当該訴訟原因に関する抗弁、救済及び免責を規定すること。

ATS 23)、特にその第17条及び第24条第1項

(b) 1989年11月20日にニューヨークにおいて採択された、児童の権利に関する条約 ([1991]ATS 4) 第16条
備考 2012年、オーストラリア条約集〔に収録されている〕当該規約及び条約は、AustLII ウェブサイト (www.austlii.edu.au) のオーストラリア条約ライブラリーで閲覧可能になった。

(3) この法律はまた、規制対象事業体に関する適用が、第5B条（オーストラリア国外及び外地準州外での行為及び慣行を規定する。）の対象となる行為又は慣行に明示的に限定される場合に有するであろう効力をも有する。

(4) この法律はまた、規制対象事業体に関する適用が、法人である規制対象事業体に明示的に限定される場合に有するであろう効力をも有する。

(5) この法律はまた、規制対象事業体に関する適用が、次のいずれかに該当する通商〔trade or commerce〕の過程において、又は当該通商に関して行われる、規制対象事業体の行為又は慣行に明示的に限定される場合に有するであろう効力をも有する。

(a) オーストラリアとオーストラリア国外の場所との間

(b) 各州の間

(c) 準州内、州と準州の間又は2つの準州の間

(5A) この法律はまた、規制対象事業体に関する適用が、次に掲げる事業の過程において規制対象事業体が行った行為又は慣行に明示的に限定される場合に有するであろう効力をも有する。

(a) 銀行業（州の銀行業が当該州の域外にわたらぬ場合を除く。）

(b) 保険業（州の保険業が当該州の域外にわたらぬ場合を除く。）

(6) この法律はまた、規制対象事業体に関する適用が、オーストラリア連邦憲法第51条第5号の意味における郵便、電信、電話又はその他類似の事業を利用して行う、規制対象事業体の行為又は慣行に明示的に限定される場合に有するであろう効力をも有する。

(7) この法律はまた、規制対象事業体に関する適用が、準州において行われる規制対象事業体の行為又は慣行に明示的に限定される場合に有するであろう効力をも有する。

(8) この法律はまた、規制対象事業体に関する適用が、連邦政府が公共の目的のために取得した土地で行われる、規制対象事業体の行為又は慣行に明示的に限定される場合に有するであろう効力をも有する。

(9) この条は、附則第2には適用されない。

備考 附則第2第4条及び第5条（憲法上の根拠及び追加的運用）も参照のこと。

(9) 請求を実体法的に基礎付けるに必要な事実。単なる生の事実ではなく、権利義務を発生させるのに必要な範囲の事実であり、その意味で実体法の法的構成と関連する。田中英夫編集代表『英米法辞典』東京大学出版会, 1991, p.129.

- (c) プライバシーの保護には公共の利益があることを認めること。
- (d) プライバシーの保護における公共の利益は、他の公共の利益と均衡が保たれることを認めること。
- (e) プライバシーに関するオーストラリアの国際的義務を履行すること。

第2条 この附則の概要

この附則は、プライバシーの深刻な侵害に係る不法行為における訴訟原因を定めるものである。

個人は、特に、他の者が当該個人の私的領域 [seclusion] へ侵入することにより、又は当該個人に関する情報を不正使用することにより当該個人のプライバシーを侵害した場合には、当該他の者に対して訴訟原因を有するものとする。

他の者が法的権限に基づき、又は同意、必要性若しくは人若しくは財産の保護を伴う特定の状況において行為を行った場合には、当該訴訟原因に対する抗弁となる。プライバシーの侵害が情報の公表に伴い [行われる] 場合には、当該他の者は、名誉毀損訴訟の中で通常生じる特定の抗弁をも行使することができる。

情報機関 [intelligence agencies] 及び法執行機関 [law enforcement bodies]、そのような機関 [agencies or bodies] に情報を開示する者、そのような機関により開示された情報を使用する者及び18歳未満の者に関しては、免責が適用される。ジャーナリスト及びその他特定の者も特定の状況において免責される。

裁判所は、訴訟手続の間、[当該訴訟の] 相手方が個人のプライバシーを侵害することを禁止する差止命令を発することができる。裁判所は、特定の状況において訴訟を略式で却下することもできる。

裁判所は、損害賠償を含む救済手段を認めることができる。

この附則に基づく訴訟手続を開始することのできる期間には、期限が存在する。

この附則は、この法律の他の条項 [the rest of this Act] とは切り離して読まれ、かつ、解釈されることが意図されている。

第3条 拘束を受ける国王

この附則は、国王⁽¹⁰⁾ [the Crown] のそれぞれの能力において、国王を拘束する。

第4条 この附則の憲法上の根拠

この附則は、市民的及び政治的権利に関する国際規約⁽¹¹⁾に基づくオーストラリアの義務

(10) 国王とは、国王個人ではなく、「国家」又は「政府」を意味する。また、「国王の能力 (Capacities of the Crown)」とは、立法、行政、司法、宗教、国際関係における国王の様々な機能を指す。David Torrance, "The Crown and the constitution," House of Commons Library, 2025.8.4, pp.6, 9. <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-8885/CBP-8885.pdf>>

(11) International Covenant on Civil and Political Rights. <<https://www.ohchr.org/en/instruments-mechanisms/instruments/international-covenant-civil-and-political-rights>>

を履行するために、オーストラリア連邦憲法第 51 条第 29 号⁽¹²⁾に基づく連邦の立法権に準拠する。

第 5 条 この附則の追加的効力

(1) 第 4 条に加え、この附則は、この条により規定される効力をも有するものとする。

「通信」

(2) この附則は、この附則にいうプライバシー侵害が、オーストラリア連邦憲法第 51 条第 5 号⁽¹³⁾が適用される事業を利用したプライバシー侵害に明示的に限定される場合に有するであろう効力をも有する。

「会社」

(3) この附則は、この附則にいうプライバシー侵害が、オーストラリア連邦憲法第 51 条第 20 号⁽¹⁴⁾が適用される会社による、又は当該会社に代わり行われるプライバシー侵害に明示的に限定される場合に有するであろう効力をも有する。

「準州」

(4) この附則は、この附則にいうプライバシー侵害が、準州におけるプライバシー侵害に明示的に限定される場合に有するであろう効力をも有する。

「通商〔trade and commerce〕」

(5) この附則は、この附則にいうプライバシー侵害が、次の各号のいずれかに該当する通商の過程におけるプライバシー侵害に明示的に限定される場合に有するであろう効力をも有する。

(a) オーストラリアとオーストラリア国外の場所との間

(b) 各州の間

(c) 州と準州との間

(d) 2 つの準州の間

「銀行業及び保険業」

(6) この附則は、この附則にいうプライバシー侵害が、次の各号のいずれかに該当する事業を営む過程におけるプライバシー侵害に明示的に限定される場合に有するであろう効力をも有する。

(a) 州の銀行業以外の銀行業（オーストラリア連邦憲法第 51 条第 13 号⁽¹⁵⁾に定める意味を有する。）〔。ただし、州の銀行業が〕当該州域外にわたる場合を除く。

(b) 州の保険業以外の保険業（オーストラリア連邦憲法第 51 条第 14 号⁽¹⁶⁾に定める意味を有する。）〔。ただし、州の保険業が〕当該州域外にわたる場合を除く。

(12) オーストラリア連邦憲法（Commonwealth of Australia Constitution Act (The Constitution). <<https://www.legislation.gov.au/C2004Q00685/latest/text>>）第 51 条は、連邦議会が法律を制定する権限を有する事項について規定している。同条第 29 号には、対外業務（External affairs）が挙げられている。なお、本稿において、同憲法の邦訳は、佐藤潤一「4 オーストラリア連邦」畠博行・小森田秋夫編『世界の憲法集 第 5 版』有信堂高文社, 2018, pp.89-105 による。

(13) オーストラリア連邦憲法第 51 条第 5 号には、連邦議会が立法権を有する事項として、「郵便、電信、電話その他の類似の事業」が規定されている。

(14) オーストラリア連邦憲法第 51 条第 20 号には、連邦議会が立法権を有する事項として、「外国会社および連邦の領域内に設立される商事会社または金融会社」が規定されている。

(15) オーストラリア連邦憲法第 51 条第 13 号には、連邦議会が立法権を有する事項として、「州の銀行業以外の銀行業。ただし、州の銀行業が当該州域外にわたる場合、ならびに銀行の設立および紙幣の発行を含む。」と規定されている。

(16) オーストラリア連邦憲法第 51 条第 14 号には、連邦議会が立法権を有する事項として、「州の保険業以外の保険業。ただし、州の保険業が当該州域外にわたる場合を含む。」と規定されている。

「[立法権又は行政権に] 付随 [する場合]」

(7) この附則は、この附則にいうプライバシー侵害が、連邦議会のいずれの立法権の行使又は連邦政府のいずれの行政権の行使に付随するプライバシー侵害に明示的に限定される場合に有するであろう効力をも有する。

第6条 [用語の] 解釈

(1) この附則において、[用語の解釈は、次に定めるところによる。]

「機関」[agency] は、この法律の第6条第1項で定める意味⁽¹⁷⁾を有する。

「ASIO 関係者」[ASIO affiliate] は、「1979年オーストラリア治安情報機関法」⁽¹⁸⁾におけるものと同じ意味を有する。

「オーストラリア地理空間情報機関」⁽¹⁹⁾ [Australian Geospatial-Intelligence Organisation] は、国防省に属し、オーストラリア地理空間情報機関として知られる機関をいう。

「オーストラリア法」[Australian law] は、この法律の第6条第1項で定める意味⁽²⁰⁾を有する。

「裁判所／審判所の命令」[court/tribunal order] は、この法律の第6条第1項で定める意味⁽²¹⁾を有する。

「国防省」[Defence Department] は、「1903年国防法」⁽²²⁾ 第3章を執行する大臣が所管する省をいう。

「国防情報機関」⁽²³⁾ [Defence Intelligence Organisation] は、国防省に属し、国防情報機関として知られる機関をいう。

「情報機関」[intelligence agency] は、次に掲げる機関をいう。

(a) 「2002年オーストラリア犯罪委員会法」⁽²⁴⁾により設立されたオーストラリア犯罪情報

(17) 「機関」として、大臣、省、連邦法により、又は連邦法に基づき公の目的のために設立され、又は指定された団体（法人であるか否かを問わない。）若しくは審判所であって、法人化された会社、結社等ではないものなどのほか、連邦裁判所、オーストラリア連邦警察等が列挙されている。

(18) Australian Security Intelligence Organisation Act 1979, No.113, 1979. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A02123/latest/text>> 同法第4条に、「ASIO関係者とは、契約、合意その他の取決めに従い ASIOのために職務〔の遂行〕又は役務の提供を行う者をいう。〔これには、〕第85条（顧問及び請負人）に基づき業務に従事する者及び第87条（ASIOへの派遣）に基づく合意により役務を提供する者を含むが、[ASIO]長官又は ASIO職員は含まれない。」と規定されている。なお ASIO (Australian Security Intelligence Organisation. オーストラリア治安情報機関) は、①オーストラリア国内外の国益及び国民の利益への安全保障上の脅威に関する情報の収集・評価、②政府に対し、安全保障評価及び安全保障上の助言の提供、③テロリズム、諜（ちょう）報活動、外国の妨害活動、国境保全等の脅威に対抗するための活動等を行う。1949年設立。安田隆子「オーストラリア連邦議会による情報機関の監視—ファイブ・アイズ諸国との比較—」『変化する国際環境と総合安全保障—総合調査報告書—』（調査資料 2021-3）国立国会図書館, 2022.3, p.169. <<https://doi.org/10.11501/12198940>>

(19) 2000年に設立された、防衛画像及び地理空間機構（Defence Imagery and Geospatial Organisation）が2013年に改組されたもので、防衛及び国益に資するため、地理空間情報、画像情報の収集・分析を任務とする。安田 同上

(20) 「オーストラリア法」として、次のものが規定されている。①連邦法、州法、準州法、②①の法律に基づき制定された規則その他下位法令、③ジャービス湾特別地域（オーストラリア南東部にある連邦直轄区域）又は外地準州で施行されているその他の法律、④コモン・ロー又はエクイティ（衡平法）の規範（rule）。

(21) 「裁判所／審判所の命令」とは、裁判所、審判所、裁判官、治安判事、審判所の構成員又は職員によって発せられる命令（order）、指示（direction）その他法的文書（instrument）であり、暫定的・中間的性質のものを含むと規定されている。

(22) Defence Act 1903, No.20, 1903. <<https://www.legislation.gov.au/C1903A00020/latest/text>> 同法第3章は、「オーストラリア国防軍」の規定である。

(23) 合同情報機関（Joint Intelligence Organisation）が1990年に改組されたもので、オーストラリアの安全保障及び戦略環境に関し、国及び外国組織の情報評価を行う。安田 前掲注(18)

(24) Australian Crime Commission Act 2002, No.41, 1984. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A02905/latest/text>>

委員会⁽²⁵⁾ [Australian Criminal Intelligence Commission] として知られる機関

- (b) オーストラリア地理空間情報機関
- (c) オーストラリア秘密情報機関⁽²⁶⁾ [Australian Secret Intelligence Service]
- (d) オーストラリア治安情報機関⁽²⁷⁾
- (e) オーストラリア通信情報局⁽²⁸⁾ [Australian Signals Directorate]
- (f) 国防情報機関
- (g) 国家情報局⁽²⁹⁾ [Office of National Intelligence]

「市民的及び政治的権利に関する国際規約」は、1966年12月16日にニューヨークにおいて採択され、オーストラリアにおいて隨時効力を有する市民的及び政治的権利に関する国際規約をいう。

備考 当該規約は、オーストラリア条約集1980年No.23 ([1980]ATS 23) に収録されており、2024年にAustLIIウェブサイト (<http://www.edu.au>) のオーストラリア条約ライブラリーで閲覧可能となった。

個人の「私的領域へ侵入すること」には次の行為が含まれるが、[これらに] 限定されるものではない。

- (a) 当該個人の私的空間に物理的に侵入すること。
- (b) 当該個人の私的な活動又は私的な事柄を監視し、聴取し、又は記録すること。

「ジャーナリスト」[journalist] は、第15条第2項で定める意味を有する。

「報道資料」[journalistic material] は、第15条第3項で定める意味を有する。

「法執行機関」[law enforcement body] は、次に掲げる機関をいう。

- (a) オーストラリア連邦警察
- (b) 国家汚職防止コミッショナー⁽³⁰⁾

(25) 国内外の法執行機関と協力して捜査を行い、オーストラリアに影響する犯罪への対応能力を高めるための情報を収集する機関。安田 前掲注(18) 2002年オーストラリア犯罪委員会法に基づき、2003年1月にオーストラリア犯罪委員会 (Australian Crime Commission: ACC) 犯罪情報の収集、関連付け、分析及び提供、ACC役員会の承認を得た諜報活動などを主な任務とする連邦政府機関)が設立され (土屋恵司「オーストラリアにおける人身取引取締政策及び法制」『外国の立法』No.220, 2004.5, pp.165-166. <<https://doi.org/10.11501/1000452>>)、2016年7月1日にACCとCrimTrac (法務総裁府に属し、連邦及び州・準州の法執行機関間の情報共有サービスの維持・管理等を実施する。)が統合されて、オーストラリア犯罪情報委員会が設置された。内海和美「【オーストラリア】2021年運輸安全改正（重大犯罪）法の制定」『外国の立法』No.290-2, 2022.2, pp.28-29. <<https://doi.org/10.11501/12088692>>

(26) 次の活動を行う機関である。①国益及び国民の利益と福利に影響を与えるおそれのある国外の個人又は組織の活動等に関する秘密情報を人的情報源から収集し、配布すること、②国家安全保障、外交及び経済的福利に係る防諜活動。1952年設立。安田 前掲注(18)

(27) 同上を参照。

(28) 1947年に設立された国防信号局(Defence Signals Bureau)が数度の名称変更を経て2013年に改組されたもので、政府の指示により外国の信号情報に基づく情報収集、サイバーセキュリティ、攻撃的サイバー作戦等を行う機関。同上; "Organisational history/progression – from a Bureau in Melbourne to a Directorate in Canberra." Australian Signals Directorate website <<https://www.asd.gov.au/about/history/asd-stories/2022-03-16-organisational-historyprogression-bureau-melbourne-directorate-canberra>>

(29) 1977年に設立された国家評価庁 (Office of National Assessments) が2018年に改組された。①首相及び大臣等に対し、あらゆる情報源を用いて国際的な政策・戦略・経済情勢を評価し、提供すること、②国家情報機関が政府の要求に適合するよう、対外情報活動を調整し、評価すること等を行う機関。安田 同上

(30) 2022年国家汚職防止委員会法 (National Anti-Corruption Commission Act 2022, No.88, 2022. <<https://www.legislation.gov.au/C2022A00088/latest/text>> 施行日は、2023年7月1日ほか) に基づき設置された国家汚職防止委員会の長。汚職行為の探知、汚職事案又は汚職事案となる可能性についての予備的調査等の職務を行う。詳しくは、

- (c) オーストラリア犯罪委員会⁽³¹⁾
- (d) 州又は準州の警察 [police force or service]
- (e) ニュー・サウス・ウェールズ州犯罪委員会
- (f) ニュー・サウス・ウェールズ州独立汚職防止委員会
- (g) ニュー・サウス・ウェールズ州法執行行為委員会
- (h) ヴィクトリア州独立広域汚職防止委員会
- (i) クイーンズランド州犯罪・汚職委員会
- (j) 西オーストラリア州汚職・犯罪委員会
- (k) 南オーストラリア州独立汚職防止コミッショナー

個人に関する「情報の不正使用」[misusing information] には当該個人についての情報を収集し、使用し、又は開示する〔行為が〕含まれるが、〔これらに〕限定されるものではない。

「無思慮な」[reckless] は、「刑法典」⁽³²⁾におけるものと同じ意味を有する。

機関又は州若しくは準州当局（情報機関又は法執行機関を含む。）の「職員」[staff member] には、次の者が含まれる。

- (a) 当該機関若しくは当局の長（いかなる名称であるかを問わない。）又は当該機関若しくは当局に関連する役職にある、若しくは任命を受けているその他の者
- (b) その他当該機関又は当局の職員である者（当該機関若しくは当局の被用者、当該機関若しくは当局の顧問若しくは請負人、当該機関若しくは当局のために他の機関若しくは当局が役務を提供することを可能にする者又はその他の者であるか否かを問わない。）
- (c) オーストラリア連邦警察の場合—オーストラリア連邦警察の職員又は特別職員
- (d) 州又は準州の警察隊 [police force] の場合—警察隊の隊員（いかなる名称であるかを問わない。）

「州又は準州当局」[State or Territory authority] は、この法律の第 6C 条で定める意味⁽³³⁾を有する。

- (2) この附則の条項で使用される文言の意味を決定する場合には、この法律の〔附則第 2 以外の〕条項 [the rest of this Act] で使用される文言は、考慮されないものとする（この附則の規定において明示的に別段の定めがある場合を除く。）。
- (3) この附則の条項の意味を決定する場合には、この法律の〔附則第 2 以外の〕条項は、考慮されないものとする。

内海和美「【オーストラリア】2022年国家汚職防止委員会法の制定」『外国の立法』No.294-2, 2023.2, pp.26-27.
<https://doi.org/10.11501/12542918> を参照。

(31) 前掲注(25)を参照。

(32) Criminal Code Act 1995, No.12, 1995. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A04868/latest/text>> 1995 年刑法典法の附則に刑法典が規定されている。刑法典第 5.4 条「recklessness」には、ある者がある状況に関して無思慮である場合として、①その者が、当該状況が存在する、又は存在するであろうという実質的な危険を認識しており、かつ、②その者が知っている当該状況を考慮した場合、その危険を負うことが正当化できない場合を規定している（同条第 1 項）。

(33) 1988 年プライバシー法第 6C 条第 3 項には、州若しくは準州の大蔵・省庁、州若しくは準州の法律により、若しくは州若しくは準州の法律に基づき公の目的のために設立若しくは任命された団体（法人であるか否かを問わない。）又は審判所であって、法人化された会社、結社等ではないものなどが列挙されている。

第2章 プライバシーの深刻な侵害

第7条 訴訟原因

- (1) 次に掲げる要件の全てに該当する場合には、個人（「原告」〔plaintiff〕）は、他の者（「被告」〔defendant〕）に対して不法行為における訴訟原因を有する。
- (a) 当該被告が次に掲げる一又は二の行為により当該原告のプライバシーを侵害したとき。
 - (i) 当該原告の私的領域への侵入
 - (ii) 当該原告に関する情報の不正使用
 - (b) 当該原告の立場にある者であれば、あらゆる状況において、プライバシーの合理的期待 [reasonable expectation of privacy] を抱いたであろうと [考えられるとき。]
 - (c) プライバシーの侵害が故意 [intentional] 又は無思慮 [により行われたとき。]
 - (d) プライバシーの侵害が深刻であったとき。
 - (e) 当該原告のプライバシーにおける公共の利益が、いずれの相反する公共の利益 [countervailing public interest] にも勝るとき。
- (2) プライバシーの侵害は、損害の証明なく訴えを提起することができる [actionable]。
「相反する公共の利益」
- (3) 相反する公共の利益を構成する事項を限定することなく、次に掲げる公共の利益 [である] いずれの事項も、相反する公共の利益を構成することができる。
- (a) 政治的コミュニケーション⁽³⁴⁾ [political communication] 及び芸術的表現を含む表現の自由
 - (b) メディアの自由⁽³⁵⁾ [freedom of the media]
 - (c) 政府の適正な運営 [proper administration of government]
 - (d) 裁判の公開 [open justice]
 - (e) 公衆衛生及び安全
 - (f) 国家安全保障
 - (g) 犯罪及び詐欺の防止及び探知 [detection]
- 「プライバシーの合理的期待」
- (5) 原告の立場にある者が、あらゆる状況において、プライバシーの合理的期待を抱いたか否かを裁判所が決定する際に考慮することができる事項を限定することなく、当該裁判所は、次に掲げる事項を考慮することができる。
- (a) いかなる機器 [device] 又は技術の使用をも含む、当該原告のプライバシーを侵害する

(34) 法案説明資料では、政治的コミュニケーションの自由は、「人々が政治的問題について議論し、及び討論し、社会生活の様々な側面について意見を表明することを可能にするため重要なもの」とされる。House of Representatives, Parliament of the Commonwealth of Australia, “Privacy and Other Legislation Amendment Bill 2024: Explanatory Memorandum,” 2022-2023-2024, p.88. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r7249_ems_a01fc1bd-4aa3-4fc2-87d7-ed8aa84ab564/upload_pdf/JC014082.pdf;fileType=application%2Fpdf> また、「オーストラリアには、言論の自由を明記している憲法規定はないが、憲法により確立されている代議政体に由来する暗意としての政治的なコミュニケーションの自由があると見定められてきた」。これは「一般的な「表現の自由」ではなく、むしろ「権威を批判する自由」や「権威に反対する自由」」であるとされる。倉田玲「暗意としての自由」『立命館法学』399・400号（上巻），2022.3, p.261. <<https://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/21-56/009kurataakira.pdf>>

(35) メディアの自由は、「公の関心事や重要事項について責任ある調査や報道を行うことにおいて公共の利益」を有する。House of Representatives, *ibid.*

ために使用された手段

- (b) プライバシー侵害の目的
- (c) 年齢、職業又は文化的背景を含む、当該原告の属性
- (d) 当該原告が、プライバシーが公になることを招いたか否か、又はプライバシーを求める意思を明確に示したか否かを含む、当該原告の行為
- (e) 当該被告が当該原告の私的領域への侵入により当該原告のプライバシーを侵害した場合—当該〔私的領域への〕侵入が発生した場所
- (f) 当該被告が当該原告に関する情報の不正使用により当該原告のプライバシーを侵害した場合一次に掲げる事項
 - (i) 私的事項若しくは家族に関する事項、健康若しくは医療に関する事項又は金銭に関する事項か否かを含む、当該情報の性質
 - (ii) 当該原告が当該情報を保有し、又は伝達した方法
 - (iii) 当該情報が既に公知〔in the public domain〕になっていたか否か、及びその範囲

「深刻さ」

- (6) プライバシーの侵害が深刻か否かを裁判所が決定する際に考慮することができる事項を限定することなく、当該裁判所は、次に掲げる事項を考慮することができる。
 - (a) プライバシーの侵害が原告の立場にある通常の感覚を有する者にもたらす可能性のある、尊厳に対する侮辱、苦痛又は危害の程度
 - (b) プライバシーの侵害が、当該原告の尊厳に侮辱を与え、苦痛をもたらし、又は危害を加える可能性のあることを、被告が知っていた、又は知っているべきであったか否か。
 - (c) プライバシーの侵害が故意であった場合—当該被告は動機に悪意〔malice〕があったか否か。

「虚偽の情報」

- (7) 被告が原告に関する情報を不正使用することにより当該原告のプライバシーを侵害した場合には、当該情報が真実であったか否かは重要ではない。

第8条 抗弁

- (1) 次に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、訴訟原因に対する抗弁となるものとする。
 - (a) プライバシーの侵害が、オーストラリア法により、若しくは同法に基づき、又は裁判所／審判所の命令により、若しくは同命令に基づき要求され、又は許可されたとき。
 - (b) 原告又は当該原告のために正当な権限を有する者が、明示的に又は黙示的にプライバシーの侵害に同意したとき。
 - (c) プライバシーの侵害がある者の生命、健康又は安全に対する重大な脅威を防止し、又は低減するために必要であると被告が合理的に信じたとき。
 - (d) プライバシーの侵害が次のいずれにも該当するとき。
 - (i) 人又は財産を守るための正当な権利の行使に付随するものであったこと。
 - (ii) 比例性〔proportionate〕、必要性及び合理性があったこと。
- (2) 次に掲げる要件のいずれにも該当する場合にも、訴訟原因に対する抗弁となるものとする。
 - (a) 被告が原告に関する情報を公表することにより当該原告のプライバシーを侵害したとき〔。この公表は、〕名誉毀損を扱うオーストラリア法に定める意味を有するものとする。

- (b) オーストラリア法が関連抗弁 [related defence] を規定しているとき。
 - (c) オーストラリア法における名誉毀損的事項 [defamatory matter] の公表についての規定が、プライバシーの侵害についての言及を含む場合に、被告が関連抗弁を立証することが可能となるとき。
- (3) 次の各号は、この条の適用については、「関連抗弁」である。
- (a) 絶対的免責 [absolute privilege] の抗弁⁽³⁶⁾
 - (b) 公的文書公開 [publication of public documents] の抗弁⁽³⁷⁾
 - (c) 公の関心事に関する手続の公正な報告 [fair report of proceedings of public concern] の抗弁⁽³⁸⁾

第8A条 免責の適用の有無に関する決定

- (1) 裁判所は、訴訟手続のいずれの段階においても、第3章 [に規定される] 免責がプライバシーの侵害に関連して適用されるか否かを決定することができる。
- (2) 裁判所は、訴訟当事者の申立てにより、又は職権で、当該決定を行うことができる。
- (3) 訴訟の審理が開始する前に訴訟当事者がこの条に基づく決定の申立てを行った場合には、裁判所は、当該決定を訴訟手続の次の段階（審理中を含む。）へ延期することを正当化する特別の事情があると認めた場合を除き、可及的速やかに、かつ、審理が開始する前に当該決定を行うものとする。
- (4) この条は、裁判所がこの条とは別に有するいずれの権限をも制限するものではない。

第9条 差止命令

- (1) 裁判所は、訴訟手続のいずれの段階においても、被告が原告のプライバシーを侵害することを禁止する差止命令を発することができる。
- (2) プライバシーの侵害が原告に関する情報の公表を伴う場合には、裁判所は、当該差止命令を発するか否かを考慮する際に、当該情報の公表における公共の利益を特に考慮しなければならない。

第10条 略式判決⁽³⁹⁾ [summary judgement]

- (1) 裁判所は、原告が訴訟手続の遂行を成功させることについて合理的見込みがないと認めた場合には、被告勝訴の判決を言い渡す [give judgement for the defendant] ことができる。
- (2) この条は、裁判所がこの条とは別に有するいずれの権限をも制限するものではない。

(36) 行為がどんなに悪いものであり、しかもそれが不適正な動機をもってなされたものであっても、免責され得ること。小山貞夫編著『英米法律語辞典』研究社, 2011, p.5.

(37) 開かれた、かつ、透明性のある政治的・法的制度に関する公的文書の公開に対して、(名誉毀損等の)責任を免れるとするもの。Serious Invasions of Privacy in the Digital Era; Final Report (ALRC Report 123), Sydney: Australian Law Reform Commission (ALRC), 2014.6, p.204. <https://www.alrc.gov.au/wp-content/uploads/2019/08/final_report_123_whole_report.pdf>

(38) 個人情報を明らかにする可能性のある公的手続について、公正な報告を公表し、又は開示する個人に抗弁を提供するもの。この抗弁は、特に報道機関、法廷記者、教育機関にとり重要とされる。ibid., p.206. また、小山編著 前掲注(36), p.414では、「公正報告免責特権 (fair-report privilege)」として、「裁判を含む公の手続き上の名誉毀損的事項発表の責任に対する防御で、その発表がその手続きについての完全・公正・正確なものである場合に免責される特権」であるとされる。

(39) 原告あるいは被告の訴えないしは防御の成功の現実的 possibility がなく、他にも正式な審理に付すだけの理由がないと裁判所が判断した場合に、裁判所が正式な審理に付さずに略式で下す判決、又はその手続をいう。小山編著 同上, p.1088.

第11条 損害賠償

- (1) この条に従うことを条件に、裁判所は、原告に対する損害賠償を命じる [award] ことができる。
- (2) 裁判所は、加重的損害賠償⁽⁴⁰⁾ [aggravated damages] を命じてはならない。
- (3) 裁判所は、精神的苦痛に対する損害賠償を命じることができる。
- (4) 裁判所は、例外的状況において懲罰的損害賠償⁽⁴¹⁾ [exemplary or punitive damages] を命じることができる。
- (5) 次のa号及びb号の合計額は、c号及びd号のうちいずれか大きい方の金額を超えてはならない。
 - (a) 非経済的損失に対して命じられた損害賠償金
 - (b) 懲罰的損害賠償金
 - (c) 478,550 オーストラリアドル⁽⁴²⁾
 - (d) オーストラリア法に基づく名誉毀損訴訟において命じることが可能な、非経済的損失に対する損害賠償の最高額
- (6) 裁判所が損害賠償額を決定する際に考慮することができる事項を限定することなく、裁判所は、次に掲げる事項を考慮することができる。
 - (a) 被告が原告に謝罪したか否か。
 - (b) 被告が原告に関する情報を公表することにより当該原告のプライバシーを侵害した場合一当該被告が訂正を公表したか否か。
 - (c) 原告がプライバシーの侵害に関連する賠償金を受け取った、又は受け取ることを同意したか否か。
 - (d) 原告又は被告が争いを解決するために合理的措置 [reasonable steps] を講じたか否か。
 - (e) 被告がプライバシーの侵害後、訴訟手続中も含め、不合理な行為を行い、原告に特定の、又は追加的な困惑、危害、苦痛又は屈辱を与えたか否か。

第12条 その他の救済手段

- (1) 裁判所は、第11条に従い命じられた損害賠償に加えて、又は [当該損害賠償に] 代えて、裁判所が状況に応じ最も適切と考える救済手段を認めることができる。
- (2) [この条の] 第1項を限定することなく、これらの救済手段には、次に掲げる [救済手段の] 一又は二以上を含めることができる。
 - (a) 利得計算請求⁽⁴³⁾ [account of profits]
 - (b) 差止命令
 - (c) 被告に原告への謝罪を求める命令

(40) 特に悪質な不法行為により感情や誇りを大きく傷つけられたような場合に、被害者の精神的損害をも斟酌（しんしゃく）する名目で課される多額の賠償（金）をいう。同上, p.41.

(41) 不法行為に対する損害賠償は、原則的に被った損害の填補を目的とするが、不法行為の悪性が高く、その責任を加重させるべきと判断される場合には、懲罰及び一般的抑止効果を目的として、現実に被った損害を大きく超える損害賠償金を命ずることがあり、その損害賠償（金）をいう。同上, p.899.

(42) 1 オーストラリアドルは、93.6 円（令和7年8月分報告省令レート）。

(43) 著作権違反をめぐる訴訟など一定状況の下で、損害賠償に代わるものとして請求できる救済手段。勝訴した原告は、被告が権利侵害を通して得た金銭上の利益に等しい額に対する権利を取得することとなる。小山編著前掲注(36), p.13.

- (d) 是正命令 [correction order]
- (e) 次の(i)及び(ii)の資料 [material]（複製物を含む。）のいずれもが破棄され、原告に引き渡され、又は裁判所の指示に従い取り扱われるようとする命令
 - (i) 被告が占有し、又は被告が取り戻すことのできる資料
 - (ii) プライバシーの侵害の結果として取得され、若しくは作成された資料又はプライバシーの侵害の過程において不正使用された資料
- (f) 被告が原告のプライバシーに対し深刻な侵害を行ったという宣言

第13条 [損害賠償] 責任に対する謝罪の効果

この附則の適用については、プライバシーの侵害に関連して被告により、又は被告を代理して行われた謝罪は、次に掲げるとおりとする。

- (a) プライバシーの侵害に関連した過失又は責任を被告が明示的に又は默示的に認めたこととはならない。
- (b) プライバシーの侵害に関連した過失又は責任の決定には関係しない。

備考 裁判所は、原告に認める損害賠償金額（存在する場合）を決定する際に、被告が原告に対し謝罪したか否かを考慮することができる（第11条第6項a号を参照。）。

第14条 訴訟手続の開始期限

- (1) 原告は、この附則に基づき次に掲げる期限までに訴訟手続を開始しなければならない。
 - (a) 原告が、プライバシーの侵害が発生した時に18歳未満であった場合—当該原告の21歳の誕生日の前日
 - (b) [a号に定める場合]以外の場合—次の(i)及び(ii)のうちより早い日の前日
 - (i) 原告がプライバシーの侵害を認識した日から1年を経過する日
 - (ii) プライバシーの侵害の発生から3年を経過する日
- 備考 第19条（一公表单一訴訟の準則⁽⁴⁴⁾ [single publication rule]）も参考のこと。
- (2) ただし、原告は、第1項にかかわらず、命令に指定された日より前にこの附則に基づき訴訟手続を開始することができる旨の命令を「発するよう」裁判所に申し立てができる。
- (3) 裁判所が、原告が第1項に従いプライバシーの侵害に関連した訴訟手続を開始することは、状況に照らして合理的ではないと認める場合には、当該裁判所は、当該命令を発することができる。
- (4) 当該命令に指定された日は、プライバシーの侵害が発生した日から6年を超えてはならない。

第3章 免責

第15条 ジャーナリスト等

- (1) この附則は、プライバシーの侵害が、報道資料の収集、公表の準備又は公表を伴う限り

(44) 同上, p.1033では、「1出版单一訴訟の準則」と訳され、「出版社に対するその出版物に関わる文書誹（ひ）毀（文書による名誉毀損）訴訟において、発行部数・流通場所数にかかわらず1出版全体につき一つの訴えしか認められないという法理」と説明される。しかし本稿では、「publication」を出版に限定されない広い概念と捉え、「公表」の訳語を用いた。

において、次に掲げるいずれの者によるプライバシーの侵害に対しても適用されない。

- (a) ジャーナリスト
 - (b) ジャーナリストの雇用者 [employer] 又はジャーナリストを雇い入れる者⁽⁴⁵⁾ [person engaging a journalist]
 - (c) 次のいずれかの者により雇用され、又は雇い入れられるジャーナリストを補佐する者
 - (i) 当該ジャーナリストの雇用者
 - (ii) 当該ジャーナリストを雇い入れる者
 - (d) ジャーナリストを職務上の立場で補佐する者
- (1A) この附則は、プライバシーの侵害が、ジャーナリストにより公表の準備が行われた報道資料の公表又は頒布を伴う限りにおいて、当該プライバシーの侵害には適用されない。
- (2) 「ジャーナリスト」とは、次に掲げる者をいう。
- (a) ジャーナリストとして職務上の立場で活動する者
 - (b) 次の(i)又は(ii)に従う者
 - (i) ジャーナリストに適用される職業行為規準 [standards of professional conduct]
 - (ii) ジャーナリストに適用される行動規範 [code of practice]
- (3) 次のいずれかの資料は、「報道資料」である。
- (a) ニュース、時事問題又はドキュメンタリーの性質を有する資料
 - (b) ニュース、時事問題又はドキュメンタリーについての論評若しくは意見又は分析から成る資料
 - (c) ニュース、時事問題又はドキュメンタリーに関し編集された内容 [editorial content] から成る資料
- (4) この条の適用について、ジャーナリストが個人のプライバシーを侵害する場合には、当該プライバシーの侵害がジャーナリストの従う〔職業行為〕規準又は行動規範に違反するか否かは重要ではない。

第16条 機関並びに州及び準州当局（情報機関及び法執行機関を除く。）

この附則は、機関又は州若しくは準州当局（情報機関又は法執行機関を除く。）が次のいずれかの行為を行う際に善意で個人のプライバシーを侵害する限りにおいて、当該機関又は当局が行った当該個人のプライバシーの侵害には適用されない。

- (a) 当該機関又は当局の任務の遂行又は任務の遂行とされる行為
- (b) 当該機関又は当局の権限の行使又は権限の行使とされる行為

第16A条 機関又は州若しくは準州当局（情報機関及び法執行機関を除く。）の職員

この附則は、機関又は州若しくは準州当局の職員（情報機関又は法執行機関の職員を除く。）が次のいずれかの行為を行う際に善意で個人のプライバシーを侵害する限りにおいて、当該職員が行った当該個人のプライバシーの侵害には適用されない。

- (a) 当該機関又は当局の任務の遂行又は任務の遂行とされる行為
- (b) 当該機関又は当局の権限の行使又は権限の行使とされる行為

(45) Bryan A. Garner (editor in chief), *Black's law dictionary*, 12th edition, St. Paul, MN: Thomson Reuters, 2024, pp.663, 668では、「engagement」を「相互の約束を伴う契約又は合意」と説明し、「employment」（主人（master）と使用人（servant）の間の関係）とは区別している。engagementの例として、「特定の取引又は紛争に関する弁護士と依頼者の関係を確立するための合意」を挙げている。

第 16B 条 法執行機関

この附則は、次の各号に掲げるプライバシーの侵害には適用されない。

- (a) 法執行機関により行われるもの
- (b) 法執行機関の職員としての義務、権限又は職務を行使する際に、当該職員である者により行われるもの
- (c) 法執行機関への情報開示を伴う限りにおいて〔行われる〕もの
- (d) 法執行機関により開示された情報を伴う限りにおいて〔行われる〕もの

第 17 条 情報機関

この附則は、次の各号に掲げるプライバシーの侵害には適用されない。

- (a) 情報機関により行われるもの
- (aa) 次の行為を行う際に、ASIO 関係者又は情報機関の代理人若しくは職員である者により行われるもの
 - (i) その者が ASIO 関係者である場合—オーストラリア治安情報機関のための職務又は役務
 - (ii) 〔(i) に定める場合〕以外の場合—代理人若しくは職員としての義務、権限又は職務
- (b) 情報機関への情報開示を伴う限りにおいて〔行われる〕もの
- (c) 情報機関により開示された情報を伴う限りにおいて〔行われる〕もの

第 18 条 18 歳未満の者

この附則は、18 歳未満の者によるプライバシーの侵害へは適用されない。

第 4 章 雜則

第 19 条 一公表单一訴訟の準則⁽⁴⁶⁾

- (1) この条は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用される。
 - (a) 公表者が個人に関する情報を公衆に向けて公表（「最初の公表」）するとき。
 - (b) 当該公表者又は当該公表者の関係者〔associate〕が実質的に同一の情報を後から公表（「次の公表」）するとき（公衆に向けて〔公表する〕か否かを問わない。）。
 - (c) 次の公表の方法が最初の公表の方法と実質的に異ならないとき。
- (2) 個人のプライバシーの侵害が、最初の公表又は次の公表〔により発生した〕場合には、当該プライバシーの侵害は、この附則の適用において、最初の公表の日に発生したものとみなされる。
- (3) 次の公表の方法が最初の公表の方法と実質的に異なるか否かを決定する際に、裁判所は、次の事項を考慮することができる。
 - (a) 当該情報が受ける注目の度合い
 - (b) 次の公表の範囲
- (4) この条において、〔用語の解釈は、次に定めるところによる。〕
公表者の「関係者」は、次のいずれかの者をいう。
 - (a) 当該公表者の被用者

(46) 前掲注(44)を参照。

- (b) 当該公表者の請負業者として情報の公表を行う者
- (c) 当該公表者の関連事業体 [associated entity]
- (d) 当該公表者の関連事業体の被用者
- (e) 当該公表者の関連事業体の請負業者として情報を公表する者

「関連事業体」は、「2001年会社法」⁽⁴⁷⁾におけるものと同じ意味を有する。

第20条 死亡した者

- (1) 個人（死亡した者的人格代表者⁽⁴⁸⁾ [personal representative] を含む。）は、次の事項に関してこの附則に基づき訴えを提起し [assert]、維持し [continue]、又は損害賠償の支払を求める [enforce]⁽⁴⁹⁾ ことはできない。
 - (a) 死亡した者のプライバシーの侵害（当該死亡した者の死亡前に発生したか、又は死亡後に発生したかを問わない。）
 - (b) 死亡した者によるプライバシーの侵害
- (2) この条のいかなる規定も、裁判所がそうすることが正義にかなうと判断する場合には、この条のために取り下げられた訴訟の費用の問題を裁判所が決定することを妨げるものではない。

第21条 他の法律及び救済の適用除外

この附則は、成文法であるか不文法であるかを問わず、州又は準州のいかなる法律も、同時適用を排除し、又は制限することを意図するものではない。

第22条 情報コミッショナーの訴訟参加

情報コミッショナー⁽⁵⁰⁾は、裁判所の許可を得て、次の行為を行うことができる。

- (a) この附則に基づき訴訟参加すること。
- (b) 法廷助言者⁽⁵¹⁾ [amicus curiae] として裁判所を補佐すること。

第23条 裁判管轄権

「連邦裁判所及び州裁判所」

- (1) 裁判管轄権は、この附則に基づき生じた事項に関して、オーストラリア連邦巡回及び家庭裁判所（第二部）に与えられる。

備考 州裁判所及びオーストラリア連邦裁判所もまた、この附則に基づき生じた事項に関して、裁判管轄権を有する（「1903年裁判法」⁽⁵²⁾ 第39条第2項及び第39B条第1A項

(47) Corporations Act 2001, No.50, 2001. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A00818/latest/text>> 同法第50AAA条は、事業体Aと事業体Bが「関連法人」(related body corporate. 法人Aが法人Bの持ち株会社である場合や法人Aが法人Bの子会社である場合等)であること、事業体Bが事業体Aを支配していることなどの要件を満たす場合、事業体Aは事業体Bの「関連事業体」であると規定している。

(48) 遺言相続の場合における遺言執行者及び無遺言相続の場合における遺産管理人の双方を含めて人格代表者という。田中編集代表 前掲注(9), p.637.

(49) 「enforce」には、「広い意味では、（契約を）遵守しなかったことに対し損害賠償の支払を人に強制すること」という意味がある。Garner, *op.cit.*(45), p.667.

(50) 2010年オーストラリア情報コミッショナー法 (Australian Information Commissioner Act 2010, No.52, 2010. <<https://www.legislation.gov.au/C2010A00052/latest/text>>) により設けられ、情報公開やプライバシーに関連した職務及び権限を有する（同法第11条、第12条）。

(51) 裁判所に係属する事件について裁判所に情報又は意見を提出する第三者。「裁判所の友」ともいう。田中編集代表 前掲注(9), p.48.

(52) Judiciary Act 1903, No.6, 1903. <<https://www.legislation.gov.au/C1903A00006/latest/text>> 第39条第2項は、州裁判所が連邦の裁判権 (federal jurisdiction) を付与される場合について、第39B条第1A項c号は、オーストラリア連邦裁判所の第一次裁判権について規定している。

c 号を参照。)。

「準州裁判所」

- (2) 裁判管轄権は、この附則に基づき生じた事項に関して、準州裁判所に与えられる。
- (3) 裁判管轄権は、第 2 項に基づき、次に掲げる範囲において与えられる。
 - (a) オーストラリア連邦憲法が認める限りにおいてのみ。
 - (b) 裁判所の裁判管轄権の制限（地域的制限を除く。）の範囲内において（それらの制限が訴訟物 [subject matter] 又はその他に関する制限であるか否かを問わない。）。

附則第 3 ドクシングに関する犯罪 [略]

(うちうみ かずみ)